

介護老人保健施設さくらハウスぜぜ（多床室型） 運 営 規 程

運営規定設置の主旨

第一条 医療法人慈善会 膳所病院が開設する介護老人保健施設さくらハウスぜぜ（多床室型）（以下当施設という）が実施する施設サービスの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

施設の目的

第二条 当施設は、要介護状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という）に対し、介護保険法の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことが出来るようにするとともに、利用者の居宅における生活への復帰を目指した介護保険サービスを提供することを目的とする。

運営の方針

第三条 1、当施設では、利用者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことが出来るよう、施設サービス計画に基づいて、医学的管理の下におけるリハビリテーション、看護、介護その他日常的に必要なとされる医療並びに日常生活上の世話をを行い、居宅における生活への復帰を目指す。

2、当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れのある等緊急やむ終えない場合以外、原則として利用者に対して身体拘束を行わない。

3、当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることが出来るように努める。

4、当施設では、明るく家庭的雰囲気を重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。

5、サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するように努める。

6、利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得ることとする。

施設の名称及び所在地

第四条 当施設の名称所在地は次のとおりとする。

- (1) 施設名 介護老人保健施設さくらハウスぜぜ（多床室型）
- (2) 開設年月日 平成18年4月18日
- (3) 所在地 大分市牧1丁目25番1号

(4) 電話番号 097-503-1882

(5) 介護保険指定番号 4450100013

従業者の職種、員数

第五条 当施設の従業者の職種、員数は次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

(1) 医師（管理者）	常勤1名（兼務）非常勤1名（兼務）
(2) 薬剤師	非常勤1名（兼務）
(3) 看護職員	常勤4名（内1名兼務）
(4) 介護職員	常勤6名 非常勤2名
(5) 支援相談員	常勤1名（兼務）
(6) 理学療法士	常勤3名（兼務）
作業療法士	常勤1名（兼務）非常勤1名（兼務）
(7) 管理栄養士	常勤1名（兼務）
(8) 介護支援専門員	常勤2名（兼務）
(9) 事務員	常勤2名（兼務）

従業者の職務内容

第六条 前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、介護老人保健施設に携わる従業者の統括管理、指導を行う。
- (2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (3) 薬剤師は、医師の指示に基づき調剤を行い、施設で保管する薬剤を管理するほか、利用者に対し服薬指導を行う。
- (4) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定などの医療行為を行うほか、利用者の施設サービス計画に基づく看護を行う。
- (5) 介護職員は、利用者の施設サービス計画に基づく介護を行う。
- (6) 支援相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携をはかるほか、ボランティアの指導を行う。
- (7) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士は、医師や看護師などと共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションに実施に際し指導を行う。
- (8) 管理栄養士及び栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケアマネジメント等の栄養状態の管理を行う。（配置しない場合は、記載の必要はない）
- (9) 介護支援専門員は、利用者の施設サービス計画の原案を立てるとともに、要介護認定及び要介護認定更新の申請手続きを行う。
- (10) 事務員は、施設の事務等の業務を行う。

入所定員

第七条 当施設の入所定員は20名とする。

介護老人保健施設のサービス内容

第八条 当施設のサービスは、居宅における生活への復帰を目指し、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成される施設サービス計画に基づいて、利用者の病状及び心身の状況に照らして行う適切な医療及び医学的管理の下における看護、介護並びに日常生活上の世話、また栄養管理、ケアマネジメント等の栄養状態の管理とする。

利用者負担の額

第九条 利用者負担の額を以下のとおりとする。

施設サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める介護報酬の告示上の額とする。ただし、当該施設サービスが法定代理受領サービスであるときは、その負担割合に応じた額とする。

1、前項のほか、次の各号に掲げる費用の額を徴収する。

(1) 居住費（1日当たり）

・ 多床室 377円

ただし、特定入所者の負担限度額に係る市町村の認定を受けている者については、介護保険負担限度額認定証に記載された居住費の負担限度額とする。

(2) 食費（1日当たり） 1,445円

ただし、特定入所者の負担限度額に係る市町村の認定を受けている者については、介護保険負担限度額認定証に記載された負担限度額とする。

(3) 理美容代 実費

(4) 前各号に掲げるもののほか、施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの。

日常生活品費 100円（1日）

教養、娯楽費 100円（1日）

(5) ターミナルケアを希望された方

死後処置代 5,000円 死亡診断書 5,000円

ガーゼ寝間着 3,060円

2、前項の費用の支払いを受ける場合は、利用者又はその家族に対し、文書により事前に説明を行うとともに、利用者又はその家族から文書により同意を得るものとする。また、金額の変更を行う場合も同様の扱いとする。

身体拘束廃止

第十条 当施設は、サービス提供に当っては、利用者の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き身体拘束を行わない。

やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、

緊急やむを得なかった理由など必要な事項を記録する。

虐待防止

第十一条 当施設は高齢者虐待を防止するために次の措置を講ずる。

1. 虐待防止の普及・啓発するために研修を実施し、職員の資質の向上を図る。
2. 従業者または擁護者による高齢者虐待の行為が行われた場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

施設の利用にあたっての留意事項

第十二条 当施設の利用にあたっての留意事項は以下のとおりとする。

- (1) 面会は、午前9時から午後7時までとする。
- (2) 消灯時間は、午後9時とする。
- (3) 外出、外泊は、主治医の許可をとること
- (4) 飲酒、喫煙は固く禁止する。
- (5) 火気の取り扱いは、職員にまかせること。
- (6) 設備、備品の利用は、職員に申し出ること。
- (7) 所持品、備品などの持ち込みは、原則職員に許可をもらうこと。
- (8) 金銭、貴重品の管理は、自分で行うこと。
- (9) 外泊などでの施設外の受診は当方に連絡すること。
- (10) ペットの持ち込みは禁止する。
- (11) 利用者の営利行為、特定の政治活動は禁止する。
- (12) 他利用者への迷惑行為は禁止する。

非常災害対策

第十三条 消防法施行規則第三条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対する計画に基づき、また、消防法第八条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者には、事業所職員を充てる。
- (2) 火元責任者には、事業所職員を充てる。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するように努める。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し。任務の遂行に当たる。
- (6) 防火管理者は、施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基本訓練（消火、通報、避難） 年2回
(うち1回は夜間を想定した訓練を行う)
 - ② 非常災害用設備の使用方法的徹底 随時

その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

事故発生の防止及び発生時の対応

第十四条

- 1 当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を行う。
- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼

職員の服務規律

第十五条 職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務にあたっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 入所者や通所者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任を持って接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力すること。

職員の質の確保

第十六条 施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

職員の勤務条件

第十七条 職員の就業に関する事項は、別に定めるさくらハウスぜひ就業規則による。

職員の健康管理

第十八条 職員は、この施設が行う年1回の健康診断を受診すること。ただし、夜勤勤務者は、年2回の健康診断を受診しなければならない。

衛生管理

第十九条

- 1、入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を正に行う。
- 2、食中毒及び伝染病(感染症)の発生を防止するとともに蔓延することがないように、水廻り設備、厨房設備等の衛生的な管理を行う。
- 3、栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行わなくてはならない。
- 4、定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

守秘義務及び個人情報の保護

第二十条 施設職員に対して、施設職員である期間及び施設職員でなくなった後においても、正当な理由がなくその業務上知りえた利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないように誓約してもらう。又、施設職員等が本規定に反した場合は、違約金を求める。

その他の運営に関する重要事項

第二十一条

- 1、地震など非常災害その他やむを得ない事情のある場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させない。
- 2、運営規定の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては施設内に掲示する。
- 3、介護保険サービスに関する政省令及び通知並びに本運営規定に定めのない運営に関する重要事項については、医療法人慈善会さくらハウスぜぜの理事会において定めるものとする。

協力病院

第二十二条

介護老人保健施設の入居者の病状の急変時には膳所病院が協力病院として初期の治療などにあたる。この際、入居者の状態の如何によっては随時高次病院に搬送する。

歯科の診断、治療に関しては、ひかりの森クリニックが担当する。

近隣住民によるボランティアの受け入れ

第二十三条

当施設は近隣住民との良好な関係を保ち、随時ボランティアを受け入れ施設の職員入居者との交流を図り、地域に根ざした運営を行うこととする。

苦情処理

第二十四条

当施設に対する苦情は、苦情届け（別紙）に記載してもらい、施設内の運営会議にて討議して適切に処理し、またその内容を全職員に知らせ、今後の改善に努めることとする。

付則

この運営規程は、平成18年4月18日より施行する。

この運営規程は、平成18年12月1日より施行する。

この運営規程は、平成20年 4月1日より施行する。

この運営規程は、平成21年 4月1日より施行する。

この運営規程は、一部改定し平成24年4月18日より施行する。

この運営規程は、一部改定し平成25年4月 1日より施行する。

この運営規程は、一部改定し平成30年4月 1日より施行する。

この運営規程は、一部改定し平成30年6月21日より施行する。

この運営規程は、一部改定し令和 1年10月 1日より施行する。

この運営規程は、一部改定し令和 1年10月 7日より施行する

この運営規程は、一部改定し令和 6年 4月 1日より施行する

この運営規程は、一部改定し令和 8年 9月 1日より施行する